福祉課・福祉室 ☎(56)2224 福祉介護室 ☎(58)7071

戦没者等のご遺族の皆さまへ

「第十回特別弔慰金」が支給されます

▼特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

▼支給対象者

平成27年4月1日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1 弔慰金の受給権者
2 戦没者等の子
3 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除かれます。）
4 右記3以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
5 右記1から4以外の三親等内の親族

（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。）

▼支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

（請求期間を過ぎると、「第十回特別弔慰金」を受けることができなくなるのでご注意ください。）

福祉課・長寿介護室 ☎(56)2224

平成27年度から変更される介護保険制度

①特別養護老人ホームの入所基準が変わりました【平成27年4月から】

特別養護老人ホームへの新規入所が、原則として介護度3以上の人となりました。ただし、既に入所している要介護1、2の人（要介護3以上から要介護2以下に状態が改善された場合も含む）は引き続き入所できる経過措置が設けられています。

また、要介護1、2であっても、認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

（右記は6月号・No.116の15頁の再掲です）

②一定以上の所得がある人は自己負担が2割になります【平成27年8月から】

一定以上の所得のある人が介護サービスを利用時の自己負担が、1割から2割になります。これに合わせ、介護認定を受けている人に対し平成27年8月までに負担割合証が発行されます。

※一定以上の所得のある人とは…本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人

③高額介護サービス費の一部の上限額が変わります【平成27年8月から】

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費等」の利用者負担段階区分（所得等に応じた区分）に「現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の人がいて、年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上）」を新設し、上限額を設定します。

④低所得の施設利用者の食費・居住費の適用要件が変わります【平成27年8月から】

負担限度額認定の対象要件に配偶者の課税状況と預貯金の所持額が加わります。

平成27年8月から、低所得の施設利用者の内、配偶者（世帯分離している場合でも）が住民税課税者である場合、または預貯金等が一定額（単身1千万円、夫婦2千万円）を超える場合は、食費・居住費の補助が受けられなくなります。

※負担限度額認定とは　住民税非課税世帯の方を対象として、申請により施設利用に掛かる食費・居住費が、一定の負担で済み、超えた部分は介護保険から給付される制度。

エコツーリズム推進員。エコツーリズムの推進・周知拡大に奔走。川根本町エコツーリズムネットワークの事務局も務める。
愛媛県出身。
神東 美希（かんとう みき）さん

エコツーリズム推進員**神東美希**の

エコツー日記

川根本町の魅力をPRするエコツーリズムネットワーク活動報告

問い合わせ　役場総合支所商工観光課内　神東美希（かんとう みき）　☎(58)7077

エコツーリズムのホームページが完成しました!!　我が町をエコパーク、エコツーリズムの観点から広くＰＲしていくためのホームページです。今までブログやFacebookで情報発信をしてきましたが、それでも情報量は限られていました。ホームページではエコツーのプログラムだけに限らず、町内のイベントや出来事などの情報をどんどん取り入れていきたいと思っています。

私はよく町外の観光関係者から「川根は本当にいいところだね、観光資源もたくさんあって羨ましい」と言われます。テレビや雑誌への露出も、他の地域より多いように感じます。外から見れば、我が町には魅力的なものがたくさんあるということの表れです。

しかし、我が町から発信する情報は不足しています。地元だからこそ知り得る新鮮な話題をもっと積極的に発信していく必要があります。私もなるべく町内アチコチを歩いて情報収集に努めますが、一人では限界があります。ホームページは情報が命です。住民の皆さんも情報をどしどしお寄せください!! 花が咲いてるよ、イベントやるよなど、些細な情報で構いません。みんなで一緒に川根本町をPRしていきましょう!!

さてもうひとつ。この広報紙と一緒に配布されている「いかわね新聞」をご覧になりましたか？エコパーク仲間の静岡市井川と川根本町をつなぐ地域新聞で、私も編集に携わっています。こういった紙媒体にはインターネットとは違う良さがあります。

新聞を作るにあたって町内のいろんな集落に出向きました。本町に住んで４年。ある程度のことを知ったつもりでいましたが、まだまだ知らない場所、出会っていない人がたくさいることに気づかされました。あえて普段通らない道を通ってみる、車から降りて歩いてみる…そうすると新しい発見があるものです。「日常の中に非日常が潜んでいる」という視点でこの町を見つめ直してみます。

「ユネスコエコパークの町、癒しの里・川根本町でエコツーリズム!!」
http://kawanehon-eco.com/

川根のみきてぃが綴る「ブログ版　川根本町エコツー日記」もお楽しみに！　http://eco2kawane.eshizuoka.jp/

総務課・行政室　☎(56)2220

村松昭南（むらまつてるみ）さんに瑞宝小綬章

地名区の村松昭南さんが外交領事事務功労により、瑞宝小綬章が授与されました。村松さんは、昭和41年4月に外務省に入省以来40年余の永きにわたり外交官として従事され、海外諸国との政治的な交渉事や経済的な連携などを通し、日本の平和と国民の安全を守るために尽力されました。

特に総領事として勤務したサンクトペテルブルク建都300年祭での日本文化を紹介する広報活動など、国家間の交流を深めながら日本の良さを世界に伝えてこられました。このような功績が認められ、今回の受章となりました。

㊨村松昭南さん、
㊧奥さんの嬉保さん